



# 栃木県中小企業家同友会 新型コロナウイルス感染症等対策ニュース vol.6

2020年4月3日

栃木県中小企業家同友会会員各位

栃木県中小企業家同友会  
代表理事 八木 仁  
代表理事 山中重雄

～新型コロナウイルスへの対応ガイドライン～

## 第1章 社員がコロナに罹患した場合について

行政機関や、各地同友会で対応や最新の情報をまとめてみました。参考にしてください。また、情報が日々変わってきています。都度修正をお願いします。

### 1. 従業員の感染予防策の徹底

従業員に、次に掲げる管理を日々行う。

体温の測定と記録

- ・ 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）
- ・ 強いだるさや息苦しさがある場合
- ・ 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある者、透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている者で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさがある場合

そして、発熱などの症状がある場合、また異常や違和感を感じた時は会社、所属長へ速やかに報告し、自宅待機とする。

### 2. 事業所内において、次に掲げる感染予防策を徹底する。

- ① 出勤時、トイレ使用后、製造加工施設・売場等への入場時には手洗い、手指の消毒  
常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用すること。マスクの確保が困難で着用できない場合には 2 メートルを目安として適切な距離を保つ。  
仮に、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆する。
- ② 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃

※栃木県内の新型コロナウイルス感染症に関する平日の一般相談窓口（詳細はご確認ください）

機関名称	電話番号	受付時間
県西健康福祉センター	0289-62-6225	月～金 8:30～17:00
県東健康福祉センター	0285-82-3323	月～金 8:30～17:00
県南健康福祉センター	0285-22-0302	月～金 8:30～17:00
県北健康福祉センター	0287-22-2679	月～金 8:30～17:00
安足健康福祉センター	0284-41-5900	月～金 8:30～17:00
宇都宮市保健所	028-626-1114	月～金 8:00～17:15
	028-626-1135	月～金 17:15～20:00
栃木県 健康増進課	028-623-3089	月～金 8:00～17:00

### 3. 初動：社員が熱を出したと連絡があった場合又は社内で発熱者が出た場合。

- ・ 無理に出勤させない、自宅にとどめる。
- ・ 社内であれば速やかに帰宅させる。
- ・ すでに重篤な場合は接触者のいない別室に移し医療機関の指示をあおぐ
- ・ 自宅療養期間中は体温計で検温し測定結果を上司に申告する。
- ・ 該当者の席や共用の事務所機材の消毒などを行う。

### 4. 行動2 可能性を検討

- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く場合(解熱剤を飲み続けなければならない場合も含む)
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合  
※高齢者をはじめ、基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患(慢性閉塞性肺疾患など))がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方：
- ・ 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 2 日程度続く場合
- ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合  
判断チャート(※参考例東京都)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/coronasodan.html>

### 5. 行動3 コロナ対応

#### 感染者が確認された場合

事業所の所在地を所管する保健所等に報告し、対応について指導を受ける。

また、他の従業員に対して事業所内で感染者が確認されたことを周知する。

#### 社員が発熱した時の確認手順 主な流れ

- ・ 濃厚接触者とは・・・  
保健所では、感染者からの聞き取りや勤務先の状況により、次の濃厚接触者の定義に基づき、濃厚接触者の特定を行う。  

新型コロナウイルス感染者と手等で触れた者、又は発症後の新型コロナウイルス感染者と対面で会話することが可能な距離(目安として2メートル)で、必要な感染予防策なしで接触した者
---
- ・ 濃厚接触者への対応  
健康状態の観察のため、濃厚接触者に保健所から連絡がある事を伝える。  

保健所からは、濃厚接触者に対して、感染者との最終接触日の翌日から14日間を健康観察期間として、健康状態に注意を払うように、また、発熱や呼吸器症状、倦怠感等が現れた場合、医療機関受診前に保健所に連絡するよう要請されようである。
--
- ・ 健康観察期間の勤務の仕方について濃厚接触者に伝える。
- ・ 保健所は濃厚接触者に対して、感染者との最終接触日の翌日から14日間、健康観察期間として自宅待機などの周囲への感染伝播のリスクを低減させる対策をとることを要請する。やむを得ず移動をする場合には、公共交通機関の利用はさけるよう依頼する。
- ・ これを受けて、事業主等は濃厚接触者の勤務形態や出勤の仕方等を、濃厚接触者にあたる従業員に指示をする。

### 6. 調査の前に準備すること

- ① 保健所との連絡窓口担当者を決めておく
- ② 患者が在籍する部署のフロアの見取り図(座席表を含む)を作成。
  - ・ 飛沫感染対応：患者の勤務状況、最終出勤日、行動履歴の確認や勤務先等の見取り図などにより、フロアの状況、座席の配置等を確認して濃厚接触者を決定します。

- ・ 接触感染対応：アルコールまたは次亜塩素酸ナトリウム等による不特定多数が触れる場所（ドアノブやスイッチ等）の消毒について指導する。

※ 企業が独自の判断を下に、濃厚接触者や濃厚接触者以外の人に在宅勤務を指示したり、観察期間を延ばしたりすることについては、保健所は関与しないとのこと。  
 ※ 保健所は消毒場所や消毒剤等を指導し、消毒は各企業で実施する。  
 ※ 保健所から各企業に対して、情報を公表するように指示することはない。独自判断で公表する場合は、個人情報の保護や人権上の配慮に十分ご留意し、保健所にも一報いれておくと良い。

### 積極的疫学調査とは（感染症法第15条）

積極的疫学調査とは、感染症法に基づき、保健所など行政が感染症の発生した周辺状況などの情報を収集し、発生した集団感染の全体像や感染経路及び感染源などを推定し、感染拡大の防止に役立てるものである。

## 第2章 感染防止対策

事前の取り組み 職場における感染予防策 職場における感染を予防するために多くの職員が同じフロアなどで働く職場では、集団感染が発生する可能性がある。これまでに集団感染が確認された場に共通するのは、

- (1) 換気の悪い密閉空間
  - (2) 多くの人々が密集していた
  - (3) 近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われた
- という3つの条件が同時に重なった場となっていた。

日々の職場においては、この「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、

- (1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- (2) 多くの人々が手の届く距離に集まらないための配慮
- (3) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

### 1. 個人の予防対策

#### ① 正しい手洗い

- ・ 石けんで泡立てて15秒かけて指先や手のひら・甲、手首までこすり洗いをし、流水で流し、清潔なハンカチやタオル、ペーパータオルなどで水気をとる。
- ・ ハンカチやタオルの共用は避ける。ハンカチで咳やくしゃみを受け止めたら、そのハンカチは手洗い後には使わない。
- ・ 手指消毒用アルコールがあれば、手洗い後に手指を消毒する。手洗いせずに手指消毒のみをしても、消毒効果が得られないことがある。
- ・ 手指衛生は手洗いが基本です。

#### ② 手洗いのタイミング

- ・ 家を出る前、食事の前、トイレの後、外勤から帰ってきた時、入社する前、帰宅後、咳やくしゃみを手で受け止めてしまった時など

#### ③ マスクの着用

- ・ 咳やくしゃみなどがある方は、他の人にうつさないためにマスクの着用する。
- ・ 人込みでの一定時間滞在や、対面で打ち合わせや会議をする時、不特定多数の人と会話をする業務の場合には、可能な限りマスクの着用する。
- ・ 雇い主等は、接客等の業務において従業員がマスクの着用ができるよう、先方の理解が得られるよう努める。

#### ④ 顔を触らない

- ・ ウイルスを自身に入れないために、目や鼻、口を触らないよう心がける。

## 2. 企業・職場体制としての対策

---

感染症対策等担当者の設置と連絡体制の整備等

新型コロナウイルスに関する情報は日々更新されているため、情報の取得や職場内の情報共有をするための担当者を決めておくなど、事前に体制整備を行う。

また、万一、職場内で感染者がでた場合に備え、他の従業員等に対する症状の確認や保健所等へ連絡できる体制を確保しておく。

## 3. 従業員等に対する感染予防対策の管理

---

- ① 従業員等の免疫力低下を防ぐための人員配置や業務等の見直し。
- ② 従業員等の不調を早期に把握する（体温測定、不調の確認など）。
- ③ 従業員等が休養を取りやすいよう、休暇をとる基準や仕事復帰の基準を決め、従業員に知らせる。
- ④ 従業員等に対する新型コロナウイルスに関する情報の提供に努める。
- ⑤ 従業員等と予防意識を共有し、予防意識の醸成を図る。
  - ・ 例えば、毎日朝礼で呼びかける。正しい手洗いや咳エチケットのポスターを掲示する等

## 4. いろいろな人が触る場所のこまめな消毒

---

- ① 場所の例・・・ドアやドアノブ、エレベータースイッチ、階段の手すり、共有している物（コーヒーメーカーやポットのスイッチなど）、電話の受話器やボタン、共有車など
- ② 消毒方法・・・70%以上のアルコール消毒剤もしくは、0.05%に希釈した次亜塩素酸ナトリウム
  - ※ 原液濃度6%の次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法  
(希釈濃度0.05%)=(水3L) + (次亜塩素酸ナトリウム25ml. ペットボトルキャップ5杯分)

## 5. 外部からのウイルス侵入への配慮

---

- ① 来訪者の把握
- ② 来客の応接室や取引先との打ち合わせ場所など、部屋を固定し、仕切りを設けて区切るなどをし、出入口に手指消毒の設置やマスク着用協力等の表示等をする。
- ③ 来訪前に、来客や取引先の方の体調確認をする。

## 6. マスク着用が難しい場面における濃厚接触を避けるための呼びかけ

---

マスク着用が難しい場面の例・・・更衣室、昼食時、喫煙時など

※ 例えば、時差通勤で更衣室の混雑を避ける。昼食時は他者と距離をあけて食べる。企業として禁煙に取り組むなど。

※ 最近では、味覚や嗅覚に障害が確認された場合も、コロナウィルス感染の信号になるような話題もありました。情報は日々変化します。常に確かな情報を掘り更新しながらこのガイドラインをご活用ください。